

京大タテカン訴訟ニュース

第14号 2024年10月21日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第14回口頭弁論開催間近！

概要 2023年11月2日の第13回口頭弁論以降、証人尋問に向けた準備のための裁判所と当事者による「進行協議」という手続が実施されてきました。初回は第13回の口頭弁論に引き続いて行われ、その後、5回にわたり開催されました。

口頭弁論の予定 いよいよ、証人尋問の期日となる第14回・第15回の口頭弁論が次の日程で行われます。場所はいずれも、京都地裁101号法廷です。

【2024年10月22日（火）原告・京大職組側証人】

10:30～ 西牟田祐二元委員長 主尋問・反対尋問

11:15～ 栗山敦書記 主尋問

<昼休み>

13:30～ 栗山敦書記 反対尋問

14:40～ 高山佳奈子副委員長 主尋問・反対尋問

【2024年10月25日（金）被告・京大法人側証人】

13:30～ 原田陽介元京大職員 主尋問・反対尋問

15:05～ 佐伯賢治京大職員 主尋問・反対尋問

※ 被告京都市は証人を出さず、反対尋問のみ参加。

10月25日の口頭弁論終了後に、「こどもみらい館」4階第1研修室Aにおきまして、対面とオンラインとのハイブリッド形式による報告集会を実施します。傍聴にお越しになれない方も、ぜひご参加ください。詳しくは京大職組ウェブサイト・各SNSにも情報を掲載しております。

当日のご案内 傍聴・報告集会とも申込制ではありませんが、参加のご希望がお決まりの方は、京大職組までGoogleフォーム

<https://forms.gle/P9veaiFicuFgWJND6>

からお知らせください。オンラインで報告集会に参加される方のための接続URLをご案内いたします。

進行協議の経過

証人の選定 これまでに実施された進行協議では、まず、2023年11月2日、12月19日、2024年2月16日、4月26日の進行協議を通じて、証人を誰にす

るかが決定され、7月12日に証人尋問のスケジュール、9月5日に各証人の参加形態が決定されました。

証人選定の問題点 原告である京大職組は、京大立看板規程制定時とタテカン強制撤去時に学生担当理事・副学長であった川添信介氏、および、強制撤去後の団体交渉に最高職責者として臨んだ当時の総務・労務担当理事森田正信氏（文科省出身者）が、法人の行動の実質的決定権者であったことから、両名について、あるいは少なくともいずれかが、真相を知り責任を負う者として証人となるべきだと考えました。しかし、裁判所は、両名の証人尋問が必要ではないとの見解を示し、法人の行動を決める立場にあった人の尋問は行われなないことになりました。



▲ 吉田寮に関する2024年2月15日のMBSニュース画面
川添理事と森田理事（2019年当時）

また、本件訴訟は、違法なタテカン強制撤去について、行政指導を実施した京都市と、実際の撤去を実施した京大法人とが、原告京大職組に対して共同して不法行為をなしたことを理由に提起されているのですが、京都市は証人を出していません。情報開示請求においては、行政指導の内容がすべて黒塗りになった文書しか出てきていませんので、京都市と京大法人とのどちらにどれだけの責任があるのかは全く不明です。京都市には、強制撤去時にも現在も担当部署に勤務している職員もいます。京都市は、証人を出すことを放棄すれば、全責任を押し付けられることになっても京大法人側の証言をそのまま承

認することになります。京都市の行動は、真実を明らかにすることによってそれよりも大きい不利益が発生することに対する恐怖を動機としていることがうかがえます。

証人尋問の予定

労働組合側 西牟田祐二元委員長は、京都大学入学以来、東京大学社会科学研究所に勤務した時期を除き、2021年に退職するまで、京都大学に在籍したため、元組合員として京大のタテカン文化の歴史をよく知る立場から証言します。

栗山敦書記は、実際に撤去された原告の掲示ボードを作成・設置していたその人であり、京大法人や京都市との間でのやりとりもすべて把握しています。

高山副委員長は、2012年度から現在まで一貫して京大職組で委員長などの役員を務めており、教員として自ら、法人職員とやりとりしながら公開シンポジウムなどのタテカンを作成・設置してきました。

京大法人側 現時点に至るまで、京大法人は、当初制定された京都大学立看板規程および改正後の同規程を一度も京大職組に交付していません。タテカン強制撤去に先立って、原告との話し合いはおろか、撤去の根拠の提示すらも、一度も行われていないのです。それにもかかわらず、京大側の証人はいずれも陳述書で、組合への「説明」を行ったとしています。実際には、撤去方針が通告されたにすぎません。

京大法人からは2人が証言を行います。京大立看板規程の制定から強制撤去に至る時期に、京大法人と京大職組との間のやりとりを独占的に担当していたのが法人人事課であり、佐伯証人は当時その課長補佐でした。もっとも、具体的なやりとりは詳しく記録され、水かけ論を生じにくいと思われま

す。原田陽介氏は、タテカン撤去時に立看板規程制定の実務担当者であった当時の総務課掛長で、2024年3月に定年によらず京大を退職しています。原田氏は、立看板規程制定直前に京都市で行われた最後の3回の行政指導にのみ参加しており、その前に京大で実施された計11回の行政指導には参加していません。また、撤去後の団体交渉には出席しています。

情報開示手続

京都市での意見陳述 すでに、京大法人と京都市に対して行った開示請求の結果として、行政指導の内容部分が黒塗りだったため、それぞれについて第2段階目の申立を行っています。このうち京都市対

する請求に基づき、京都市の審査会における意見陳述の機会があり、2024年8月23日に京都市で請求人の高山副委員長が意見を陳述しました。審査は京大以外の憲法学者・行政法学者と弁護士の委員が担当しています。その結果はまだ出ていません。道路に面して掲示されていたタテカンの規制の事案ですから、もし法令に根拠があるのであれば、黒塗りにしなければならないのは個人情報に限られるはずで



▲ 2024年10月15日撮影 百万遍には条例の面積制限と無関係な形で20㎡を超える11月祭のタテカンが掲出されているが、組合の2㎡のタテカンは2度にわたり強制撤去された

国の審査会の見通し 一方、京大法人からの黒塗り回答に対する異議は、第2段階の手続が国の情報公開・個人情報保護審査会になっています。日本学術会議会員候補者任命拒否事件においても、情報開示請求の手続があり、その後、裁判所への提訴が行われて、現在、東京地裁で第一審の審理が進行中です。これと同じスピードになるとは限りませんが、国の手続には相当の時間がかかると思われま

す。しかし、学術会議のケースでも、審査会の手続を経て黒塗り部分が減り、拒否対象者が菅政権ではなくすでに安倍政権下で選ばれていたことが新たに判明するなど、重要な情報が得られていますので、これらの手続の意義も一定程度期待できます。

裁判の予定

証人尋問の後、最後のまとめの口頭弁論が開催されて、第一審が結審する予定です。引き続きのご注目とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト
代表・副委員長 高山佳奈子)